

第1条 (総則)

この「Unicorn会員規約」(以下「本規約」という。)は、けいはんなリサーチコンプレックスが、「創業支援拠点の運営業務」(以下「本業務」という。)において運営する会員組織(以下「本会」という。)の規則を定めるものとする。

第2条 (名称)

本会に所属する会員の名称を「Unicorn会員」(以下「本会員」という。)と称する。また、本会員が利用できる、当該拠点の名称を「Unicorn」(以下、「本拠点」という)と称する。

第3条 (目的)

本会は、多くの創業者、起業家を輩出し、けいはんな地区における創業促進、創業支援に寄与することを目的とする。

第4条 (事務局)

1. 本会の事務を行うため、「Unicorn事務局」(以下「事務局」という。)を設置する。
2. 事務局は「本拠点」内に置く。

第5条 (提供するサービス)

1. 本会は第3条の目的を達成するため、会員に、次に掲げるサービスを提供する。
 1. 本拠点におけるワーキングスペース、ミーティングスペースの提供、資料等の提供。(ただし、施設や設備の使用に関しては、別途定める「Unicorn施設使用規約」に基づく。)
 2. イベント・セミナー等開催。
 3. 事業化に向けたパートナー探索・チーム組成、各種イベントの共同運営等、会員同士の交流やイノベーション創出を促進するための活動のサポート。
 4. その他、本会の目的を達成するために必要な活動のサポート。
2. Unicorn事務局は、会員の事前の承諾を得ることなく、会員サービスの内容を変更することができる。

第6条 (入会)

本会に入会しようとする者(以下「申込者」という。)は、事務局が指定するオンライン上の様式において、本規約および個別に定める「個人情報の取り扱い」の内容に同意したうえで申込みものとする。

第7条 (会員期限)

退会申請を受理した時までとする。

第8条 (資格)

申込者は、前条による入会を認められ、事務局より通知を受けた日をもって各会員としての資格を有するものとする。

第9条 (会員の義務)

1. 会員は、本会で得た秘密情報を第三者に提供してはならない。
2. 会員は、第3条の目的に鑑み、積極的に本会の活動に参加するものとする。
3. 会員は、別に定める本拠点の施設利用規約を遵守するものとする
4. 本会における活動によって、知的財産等が生ずる可能性があるときは、それらの帰属については、当事者間であらかじめ書面をもって明確にすることとする。
5. 会員は、会員登録の内容に変更が生じた場合、速やかに変更事項を事務局に提出しなければならない。
6. 会員は、事務局の実施する成果ヒアリング等に協力しなければならない。

第10条（会費）

1. 本会への入会月より、毎月5,000円を会費として徴収する。
2. 会費は前月の20日までに事務局が別途指定する方法で支払うものとする（入会時のみ二か月分を徴収）。
3. 会費には拠点内に設置のネットワーク、電源、コピー機の使用料を含むが、利用状況によってはコピー、プリンターの利用、飲料等の提供に関し、実費レベルの費用を徴収する場合がある。
4. イベント・セミナー等においては一部参加料（実費相当分）を徴収する場合もある。

第11条（退会）

1. 会員は別表の退会届を事前に事務局に提出することで、任意に退会することができる。
2. 退会届は退会する月の前月の20日までに提出しなければならない（3月で退会する場合は2月20日までに提出）。
3. 退会届を提出した場合でも、退会月前月の末日までは会員資格を有するものとする。

第12条（禁止事項）

本会会員は、本会活動を利用して以下の行為を行ってはならない。

1. 本規約第3条（目的）に定める、目的以外での施設利用。
2. 他の会員もしくはその他第三者に対する、当施設を使った勧誘、斡旋行為。
3. 他の会員もしくはその他の第三者の権利・利益を侵害する行為。
4. 他の会員もしくはその他の第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
5. 本規約、使用規約等、公序良俗、法令もしくは刑罰法規に違反し、または事務局が不適切と判断する行為。

第13条（会員の資格喪失）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当すると事務局が判断し会員に通知した場合には、会員はその資格を喪失する。
 1. 本規約に違反した場合。
 2. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合。
 3. 事務局から連絡を取ることができない等、会員継続の意思がないと認められる場合。
 4. その他除名すべき正当な事由があると事務局が判断するとき。
2. 資格を喪失した者は、資格喪失後1年以内に本会の会員情報を用い、本会与競合する活動をしてはならない。

第14条（免責事項）

本会への参加に伴う会員同士の商談・取引・契約等について、事務局は何ら保証等するものではなく、これら及びこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害についても、事務局は一切の責任を負わない。

第15条（会員サービスの終了）

1. Unicon事務局は、会員に事前通知をした上で、会員サービスを終了することができる。
2. Unicon事務局は、サービス提供終了の際、前項の手続きを経ることで、終了に伴う責任を免れるものとする。

第16条（規約の変更）

1. Unicon事務局は必要に応じ、本規約を変更できるものとする。
2. Unicon事務局は、規約を変更しようとする場合には、あらかじめ変更内容を会員に通知または公表するものとする。

附 則

この規約は、2019年4月1日から施行します。